11月は オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

189(いちはやく) 気づいたあなたに できること

「しつけ」と「体罰」は違います

- しつけとは、「子どもの人格や才能などを伸ばし、子どもをサポートして社会性を育む行為」です。
- 体罰とは、「子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為」です。「悪いことをしたので、外に出した」「いたずらをしたので、長時間正座をさせた」など、しつけと思ってやったことが体罰に当たる場合もあります。



体罰などによらない子育ての工夫やポイント

つらいときは 一人で悩まないで相談を

子どもの成長は喜ばしいですが、子育てに悩みは尽きません。つい大きな声で怒りたくなる、ときには叩きたくなってしまうこともあると思います。
そんなときは、どうか一人で悩まないでください。どんなささいなことでも構いません。つらいときは、まずはご相談ください。

あなたの電話で、守れる命があります

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。

児童相談所 虐待対応ダイヤル いちはやく 189 通話料無料・24時間365日対応

みんなで 育児を支える社会に

子育て中の保護者が孤立しないようサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援をお願いします。

キャンペーン期間中は、第一・二本庁舎の正面付近をオレンジ色にライトアップします。
点灯時間17:00～23:00

相談窓口

●こども家庭センター(子育て相談課内)
月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 9:00～16:30
☎048-259-9005(子育て相談課直通)

●埼玉県南児童相談所
月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 8:30～18:15
☎048-262-4152

●児童相談所相談専用ダイヤル
24時間365日対応
☎0120-189-783(無料)

●地域保健センター
月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 8:30～17:15
☎048-256-1120

問い合わせ…子育て相談課 ☎048-258-1153 FAX048-259-4958

11月はいじめ撲滅強調月間

～川口市は、いじめのないまちづくりを目指します～



いじめは人権を侵害する行為です

いじめは、受けた子どもの心に、大人になっても消えない傷を残します。子どもたちが毎日を楽しく、将来に明るい希望を持って生活していくためには、子どもに関わる全ての人と関係機関などが、「いじめを絶対許さない」という意識を持ち、社会全体で向き合う姿勢が必要です。

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

(平成29年4月1日施行)

市や学校、子ども関連団体など、全ての人が「いじめは、どの子にも、どんなところでも起こる問題である」との共通認識を持ち、地域社会をあげていじめの防止に取り組むことができるよう、それぞれの責務や役割を定めています。

いじめで悩む市立小・中・高等学校の児童・生徒、保護者の相談窓口

いじめ相談メール ✉ijimesoudan@city.kawaguchi.saitama.jp
※氏名、住所、児童・生徒の在籍校名、学年を記入してください。

川口市いじめから子どもを守る委員会

教育・心理・法律の3人の専門委員が面接で丁寧にお話を伺います。
悩みを抱えている本人を中心に、取り巻く環境を整理し、その子どもの持つ回復力を引き出すためにはどうすればよいかという視点に立って、相談・支援を行います。

予約・相談はこちらから

☎048-258-4093
月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)8:30～17:15
✉mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp
※受信日から2日以内(閉庁日を除く)に返信

11月の面接相談日 ※要事前予約
11月5日㈭、12日㈭、19日㈭

予約フォーム▶

問い合わせ…川口市いじめから子どもを守る委員会(青少年対策室内) ☎048-258-4093 FAX048-259-4961